

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和元年10月4日午後3時から午後4時45分まで	
開催場所	小金井市商工会館 大会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、日野委員、木下委員、丸山委員、志波委員、川畑委員
	事務局	浜田指導室長、田村指導主事、西尾指導主事、郷古指導係長、越指導係主任
傍聴の可否	ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	0人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 主な協議内容 4 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録 (第1回)【案】(省略) 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 資料4 東京都及び各市のいじめ条例比較表 参考 いじめ防止対策推進法／京都市いじめの防止等に関する条例／いじめを許さないまち八王子条例	

<p>事務局（西尾）</p>	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明 * 事務局より前回会議録の確認、配布資料（条例案、追加ファイル資料）の確認、今回の協議内容の説明を行った。</p> <p>3 主な協議内容 (1)いじめ防止条例制定の意義について</p> <p>（資料1に沿って説明） 前回の協議の中であった、小金井市らしさを表した条例を作成するという点について、前文で小金井らしさを表すことができるのではないかと。今日は、まず前文を記載するかどうか、記載するのであればどのような内容を盛り込むのかということについて協議をお願いしたい。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>協議を始める前に疑問に思ったことがある。小金井市いじめ防止基本方針が策定されてから効果などの検証がされないまま、なぜ条例に格上げされるのかが分からない。まずは検証させてほしい。また、基本方針がある中でなぜ格上げして条例をつくるのか、基本方針の位置づけはどのようなものか教えてほしい。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>今回条例を作る理由としては、いじめの重大事態が発生した場合の調査委員会の速やかな設置が難しいことや、いじめの防止等の取組について検証を行う第三者機関がない等の課題に対して、調査等を行う組織体制の整備を行うとともに各自の責務を明らかにすることで、いじめ防止等の取組の更なる推進を図ることがある。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>基本方針ができてからもいじめはあった。基本方針が正しく運用されていたのか、教員や保護者に周知されていたのか、一度検証をしなければ、この条例ができた後に正しく運用されるのか甚だ疑問である。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>小金井市いじめ防止基本方針は、国や都の基本方針や市の状況を踏まえて策定当時の内容になっている。尾高委員がおっしゃるとおり、検証を行っていくことは必要であり、市の取組について第三者を入れた検証等が行える組織を条例に規定していればという思いは事務局としてもある。 市内各学校は、小金井市いじめ防止基本方針を基にして作成した学校毎のいじめ防止基本方針を様々な方法で周知している。保護者会などで配布をしている学校もある。ホームページにも掲載している。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>何パーセントの学校がホームページに掲載しているのか。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第2回）

事務局（西尾）	全ての学校が掲載している。
松嶋委員	条例はある程度の拘束力を持つので、小金井市いじめ防止基本方針に基づいて条例案を考えるという捉え方で良いのか。
事務局（浜田）	本来であれば、条例をつくり、その条例を基に市の教育委員会の基本方針があり、市の基本方針を基に学校の取組ができるものであった。しかし、学校に取り組んでもらうためには、教育委員会としてまずは動かなければならなかったこともあり、基本方針が先になった。条例が上位にあるので、念入りにつくりたい。
小林委員長	国の法令ができてから各地域で条例をつくることになるのだが、基本方針が先にできてしまっているのので、その整合性を図る必要がある。
事務局（西尾）	条例を定めることで、基本方針の運用にもつながっていくことから、条例案についての協議を進めていきたい。
	(2)小金井市いじめ防止対策推進条例（案）の検討について
事務局（西尾）	まずは前文についてどのような考えを持っているか協議をお願いしたい。
小林委員長	全容が見えていなくてはいけないため、条例案の全体を見てから前文を考えた方がよい。
事務局（西尾）	<p>（条例案について、資料4に沿って全体的に説明）</p> <p>まずは、条例の前文を記載するかどうか。目的には本市の基本方針と合わせて法律や都の条例についても記載した。定義には、地域という視点を踏まえて市民等を加えた。市の責務には、市の施策の推進が明記されていたため、京都市を参考にした。市民等を定義したため、市民等の責務を加えた。市民等の責務の条文について、事前に原田副委員長に相談したところ、他の条例ではいじめを受けたという表現になっているが、いじめを受けたという表現ではいじめの話題を耳にしたという場合が除かれてしまうというご指摘を頂いた。そのため、いじめを発見した、いじめの疑いがあると認めた場合という表現にして、小さな気付きでも情報提供に努めるということにした。</p> <p>学校いじめ防止基本方針については、記載することで学校の責務を明確化した。協議会、委員会関係は都が作成しているものに準じて作成した。しかし、都では法務局を規定しているが、立場が少しわかりづらいため、小金井市ではその他の関係者に含ませる形にした。いじめ問題対策連絡協議会</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第2回）

小林委員長	<p>は、健全育成推進協議会を活用することも考えている。いじめ問題調査委員会は、都の条例は調査を行うところまでの記載だが、原田副委員長からご指摘いただき、小金井市では調査から報告までの一連の流れを記載した。</p> <p>太ゴシックの部分が小金井市独自のもので、特に考えなければならない部分であるが、更に全体を見通して必要なことにもかかわらず、記載していないことがないか考えなければならない。他市の条例を比較的網羅してあると考えてよいか。</p>
事務局（西尾）	<p>他自治体の条例に記載されている必要な文言は盛り込んでいる。</p>
小林委員長	<p>目的、定義について意見はあるか。第2条第2項までは東京都と同じ。違うところはどこか。</p>
事務局（西尾）	<p>第6項の市民等は付け加えている。</p>
原田副委員長	<p>事前に教育委員会から相談があったため、私の意見のある程度反映したものになっている。1つ補足すると、第1条と第2条は一般的な形になっているが、第2条第5項の保護者の定義について、「親権を行うもの」だけにすると18歳、19歳の子を持つ親も含まれるため、この条例における保護者は「児童等に対し」と限定をかけている。</p>
小林委員長	<p>基本理念は大事なところである。目を通してほしい。</p>
尾高委員	<p>大津市の「子ども」と小金井市の「児童等」の定義に違いはあるのか。</p>
事務局（西尾）	<p>小金井市の条例案では市立小中学校だけを対象としている。大津市は市立以外の学校も対象にしているという違いがある。</p>
松嶋委員	<p>第2条第3項では、国立や私立の子どもが対象にならない。国立や私立の子どもが市立の子どもをいじめた場合はどうなるのか。インターネットなどのつながりもある。</p>
小林委員長	<p>法律は国立や私立の子どもも対象になる。組織は、国立は国立大学法人の中の機関が、私立は私立学校協会が教育委員会の役割を果たす。</p>
松嶋委員	<p>それらの組織との連携をどこかに入れてはどうか。</p>
原田副委員長	<p>現状の定義では、主体が「児童等が」と規定されているの</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第2回）

	<p>で、少なくともこの条例では、国立や私立の子どもが行ったいじめはいじめにはならない。</p>
<p>川畑委員 事務局（浜田）</p>	<p>要保護児童の連絡協議会も小金井市内の市立学校のみで国立、私立は入っていない。 大津市の条例の第20条には市立学校以外の学校への協力要請がある。協力を求めることができるとなっているので少し弱い、広げるとしたらこの程度ではないか。</p>
<p>原田副委員長 事務局（西尾）</p>	<p>法律では、学校の設置者が重大事態に対する調査義務を負う者と位置づけられている。市の条例では、国立や私立に対して協力や連携を求める程度が限度ではないか。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>大津市の第20条を取り入れることも念頭に置いて、どのような項目として入れるか相談しながら、次回条例案を示すことができるように考えていく。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>第5条第2項は京都市を参考にしている。これを書くことによって宣言することにもなるが、いかがか。</p>
<p>日野委員</p>	<p>第4号もいじめに関することになるように、学校の教職員のいじめ防止に係る資質の向上としてはどうか。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>第5条第2項について、主語は市となっている。主語が市ということは、教育委員会という意味ではないはずだが、第1号から第6号に書いてある内容は教育委員会が行うと思われるものが多いのではないか。市と教育委員会の役割を分けて書くべきかと思う。</p>
<p>志波委員 事務局（西尾）</p>	<p>他の条例でも市と教育委員会を書き分けている中で、第6号まで市を主語とするのは盛り込みすぎだと思う。市は全体を統括する責任者であり、具体的には教育委員会が行うことになるのではないか。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>市の施策にかかわってくるところもあるので、市としてはどうなのかというところの検討や他の部署との連携も今後必要になってくる。</p>
<p>木下委員</p>	<p>第2項だけが他の項目に比べて細かく、意気込みは感じるものの、このような内容は条例よりも基本方針に載せるべきものではないか。京都市独自のものを持ってきたことで。全体のバランスとして違和感がある。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>第2項は条例として載せることに問題はないが、市が実践できるかはわからない。細かいという印象はその通り。前回の議論で相談、通報ということの整理をしたいという意見が</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第2回）

小林委員長	あったため、その辺りを個別に加えても良いと思う。
事務局（西尾）	趣旨は悪くないが、全部やれるか疑問があるため、少し吟味してもらいたい。
事務局（西尾）	市の責務と教育委員会の責務とを混同しているところがあった。
小林委員長	第9条（市民等の責務）について、この内容が記載されている自治体はあるか。
事務局（西尾）	市民等を定義している自治体は、市民等の責務も記載されている。記載されている自治体はいじめを受けたという表記だったため、発見した場合や疑いがあると認めた場合なども含められるよう細かく情報提供できるように修正した。
小林委員長	第11条（学校いじめ防止基本方針）について、既に学校では定めているのか。
事務局（西尾）	全校が既に定めている。
小林委員長	いじめ問題対策連絡協議会という名称は他の条例にもあるのか。健全育成推進協議会は活用できるのか。
川畑委員	健全育成推進協議会は年3回行われており、各学校15人くらいである。回数を増やして、いじめ問題対策連絡協議会をそのまま持つてくることは、少し無理があると思う。
尾高委員	健全育成推進協議会に全て任せるのではなく、いじめ問題対策連絡協議会は別に置き、健全育成推進協議会と連携を図りながら協議を行うのはどうか。
川畑委員	今のメンバーから代表を数名出すということであれば、健全育成推進協議会を生かすことができるのではないか。
小林委員長	組織をどうするかは条例とは別の話であるため、このままで進める。
原田委員	この条例では、協議会や委員会は置くというところまでである。運営については市や教育委員会が定めることになるが、条例の制定と同時に進めていかなければならない。規則としてメンバーなどを決めておかないと、いざというときに動き出せない。
小林委員長	メンバーにはこういう人を、というのを決めておかないといけない。

	(3)前文について
小林委員長	前文を入れ込むかどうか。
木下委員	なければならないですっきりする。前文を入れるとしたら、目的の前に少し入れるという手もある。その場合は基本方針を踏まえて1、2行くらい入れるというところではないか。
日野委員	ここで基本方針を生かすのはよい。
松嶋委員	いじめのないまち 小金井宣言がとてもよい。
原田副委員長	前提としてこの文言には規範性はないとされているので、理念と考えるとよい。前回の議論で出た小金井らしさを入れるのであれば、この辺りではないか。なければならないでも問題はない。
志波委員	これから条例に格上げすることになるので、前文を入れた方がよいのではないか。
小林委員長	基本方針から数行を取り入れることも考えられる。
尾高委員	いじめのないまち 小金井宣言の最後の3行を前文の中に入れるのがよいのではないか。
事務局(西尾)	次回示す条例案では、頂いたご意見を基にして前文を入れ込んだものを準備する。
松嶋委員	第4条(いじめの禁止)について、東京都の文章を使っているのか。
小林委員長	法律の条文をそのまま使っている。
松嶋委員	昔、先生にいじめられた。先生がいじめた場合には、別の条例になるのか。
小林委員長	先生からのいじめを含めるのは難しい。先生から子どもに対しての体罰、不適切な指導は学校教育法などの違反しかない。
事務局(西尾)	今日の意見を基にして、次回改めて条例案を示す。
	4 事務連絡
	* 次回の日程は12月2日(月)または11月28日(木)の午後3時からという方向で調整する。